



宮若市多子世帯届出保育施設利用者支援事業

届出保育施設を利用する多子世帯に
利用者負担額（保育料）の補助
を行います。

※継続利用の場合、12月末までに申請が必要です。

補助の内容

保護者（市税等の滞納がない方）が養育している18歳未満の児童のうち、年長者を第1子として年長順に数え、第2子以降の0～2歳児クラスの児童が次の施設を利用する場合に、利用者負担額を補助します。（延長保育料、給食費等は対象外です）

対象施設

認可外保育施設、企業主導型保育施設

補助額

- 対象の子どものうち第2子に係る利用者負担額・・・半額
※令和5年9月以降は第2子に係る利用者負担額・・・全額
- 対象の子どものうち第3子以降に係る利用者負担額・・・全額

※「企業主導型保育施設利用者支援補助金」を受けている場合は、利用者負担額から当該補助金を除いた額となります。

（例）第2子で保育料50,000円の場合、当該補助金額は25,000円。企業主導型保育施設利用者支援補助金は13,000円（上限額）で、下記のようになります。（令和5年8月以前分）

$$\begin{array}{rccccccc} 50,000\text{円} & - & 25,000\text{円} & - & 13,000\text{円} & = & 12,000\text{円} \\ \text{(保育料)} & & \text{(当該補助金)} & & \text{(企業主導型補助金)} & & \text{(本人負担額)} \end{array}$$

☆補助金の請求方法

市が定める補助金交付請求書を12月28日までに下記の窓口へ提出してください。※12月以前に退所された方は、退所から1カ月以内に提出してください。